

◎相続登記の流れ

(色付きの箇所は相談者の方に行っていただく手続です)

① 初回来所 (30分～1時間)

- ・被相続人(亡くなった方)の親族関係をお聞きします。
- ・相続時に必要な書類をご案内します。

※その後の手続を当事務所に依頼いただく場合、相談料は無料です。

※見積もりが必要な場合は、事前に固定資産評価証明書を持参ください。

→市町村で取得できます。



② 戸籍等収集

- ・①で案内した必要書類を集めてください。

※当事務所での代行も可能です。



③ 遺産分割協議

- ・相続人で財産をどのように分けるか相談してください。

※遺言書がある場合は、基本的にその内容で登記することになるため、③は不要になります。



④ 2回目の来所

- ・②の書類をお預かりします。
- ・③の遺産分割協議の内容をお聞きします。
- ・その場で当事務所において遺産分割協議書を作成します。



⑤ 遺産分割協議書への押印

- ・相続人全員から④で作成した遺産分割協議書に押印いただきます。
- ・併せて相続人全員の1.印鑑証明書、2.戸籍謄本、3.住民票を集めてください。



⑥ 3回目の来所

- ・⑤の書類をいただきます。基本的にはこれで登記申請に必要な書類がそろいますので、当事務所で相続登記を申請します。



⑦ 4回目の来所

- ・登記が完了次第、当事務所より連絡します。その際、確定した請求額をお伝えします。
- ・権利証と請求書をお渡しします。その場でのお支払い、口座振込みいずれも可能です。